



青葉区まちづくり指針（改定の素案）の概要

■まちづくり指針の意義

横浜市都市計画マスター プラン青葉区プラン「青葉区まちづくり指針」（以下「指針」といいます。）は、青葉区における身近な地域のまちづくりを対象とし、区が将来目指すべき都市像とその実現のための方針を示したものであります。

横浜市都市計画マスター プランは、横浜市域を対象とした「全体構想」（平成 25 年3月決定）と「地域別構想」により構成されており、指針は青葉区区域を対象とした地域別構想となります。今回改定する指針は、「全体構想」を前提としながら、平成 47（2035）年頃の青葉区の将来像を描いています。



■改定の基本的な考え方

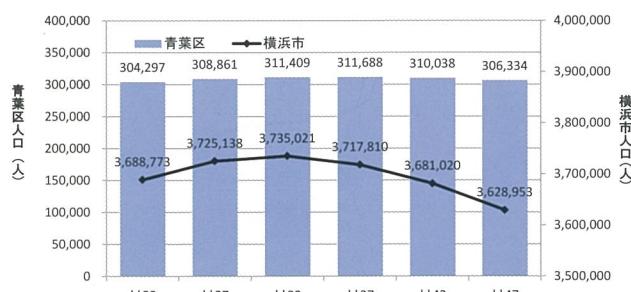
現在の指針は平成 14 年に策定されており、これに基づき青葉区のまちづくりが進められてきました。その間、上位計画である「横浜市基本構想」や関連計画の策定や改定が行われ、また、社会経済状況等まちづくりを取り巻く状況も変化してきています。これまでの青葉区のまちづくりの考え方を基本としながら、現在の青葉区の人口規模を維持し、時代に即応した魅力的なまちづくりを進めるよう改定を行いました。

■青葉区のまちづくりの課題

青葉区のまちの今後を展望すると、主に5つの課題が想定されます。

（1）人口減少や超高齢社会の到来

今後も活力ある青葉区であり続けるためには、若い世代から高齢者まで、どの世代にとっても魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

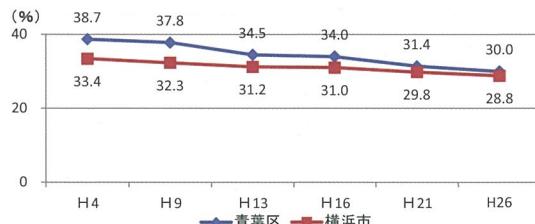


図：将来人口推計（資料：横浜市将来人口推計より作成）

※H22 は実数

（2）区民が魅力を感じている緑の減少

残された樹林地や農地などの自然的環境をいかに保全・維持管理し、まちの魅力を喪失しないようにしていくかが重要です。



図：青葉区の緑被率の推移（資料：横浜市統計書より作成）

※調査年度によって調査手法や精度が異なるため
おおまかな傾向として捉えるものです

（3）区民が魅力を感じている街並みの喪失

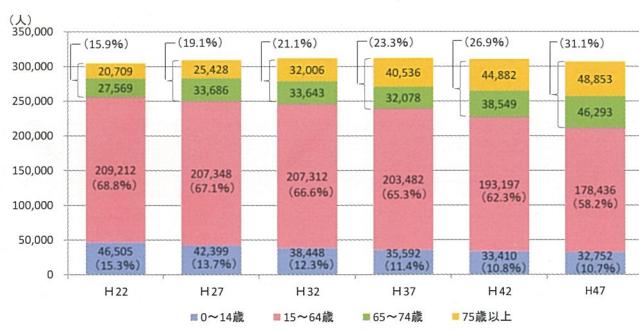
住環境の魅力の一つである魅力的な街並みの保全を進めることが必要です。

（4）防災意識の高まりとインフラの老朽化

東日本大震災などを契機に区民の防災意識が高まっています。また、高齢者や子供が安心して暮らせるための防犯活動が重要となります。

（5）地球温暖化の進行や異常気象の増加

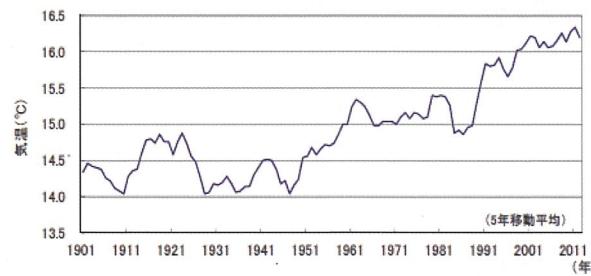
残された自然環境の保全への取組や、市街地における緑の創出、エネルギーの効率的な活用を図ったまちづくりを進めていくことが必要です。



図：青葉区の年齢別将来人口の推計

（資料：横浜市将来人口推計より作成）

※H22 は実数



図：横浜市における年平均気温の経年変化（平成 26 年3月）

（資料：横浜市地球温暖化対策実行計画より作成）

■まちづくりの理念

「次世代に引き継ぐまち」づくりを目指す
～魅力的なまちの維持・発展・創造～

これまでの青葉区のまちづくりを生かしながら、次世代を担う子供やその親の世代にとって魅力あるまちを維持・創造すること、青葉区内に居住することを希望する世帯に対して魅力のある住宅を供給することにより、いつの時代にあっても様々な世代がバランスよく居住し、活力ある地域社会をつくることが必要であると考えられます。現在は良好な住環境が維持され、魅力にあふれているこのまちを、誇れるものとして次世代に引き継ぐためのまちづくりが重要と考えます。

■まちづくりの視点

まちづくりの理念を実現するための取組の方向性として、次のことに重点を置いてまちづくりを進めます。

○まちの活力を維持するために多様な世代が集うまちづくり

(1) 多様な世代に魅力的なまちづくり

魅力的で暮らしやすいまちであり続けるため、いつの時代にあっても多様な世代が集い、活力ある地域社会をつくる取組が必要です。高齢となっても住みやすく、住み続けられるまちづくりを進める必要があります。また、子供の視点、子育ての視点に立ってまちづくりを進める必要があります。

(2) 水と緑の環境を維持・発展・創造させるまちづくり

青葉区の住環境を支える水と緑の環境や景観を保全するために、まとまりある樹林地、良好な農地を様々な制度により保全するとともに、生物多様性に配慮した取組を進める必要があります。

(3) 魅力的な街並みとコミュニティを維持・発展・創造させるまちづくり

計画的に開発された住宅地の街並みを維持・発展させるために、建築物のデザインや緑化などに関するルールづくりや街路樹の保全とネットワーク化など、関係者が協力して地域のまちづくりを進める必要があります。

○安全で環境に優しいまちづくり

(4) 安心して暮らせるまちづくり

道路・下水等の都市の基盤の経年的に劣化している箇所について、今後順次適切な更新をしていく必要があります。災害時における減災の観点から自助及び共助の強化、帰宅困難者対策や医療救護体制の確立などが必要です。また、子供から高齢者まで安心して暮らしていくためには、まちの防犯性を高めることができます。

(5) 地球環境に配慮したまちづくり

環境負荷を軽減したまちづくりのため、都市機能の集積、円滑な交通ネットワークの形成及び青葉区の地勢等の特性に即した再生可能エネルギーの活用などを進めていく必要があります。

青葉区の将来都市像

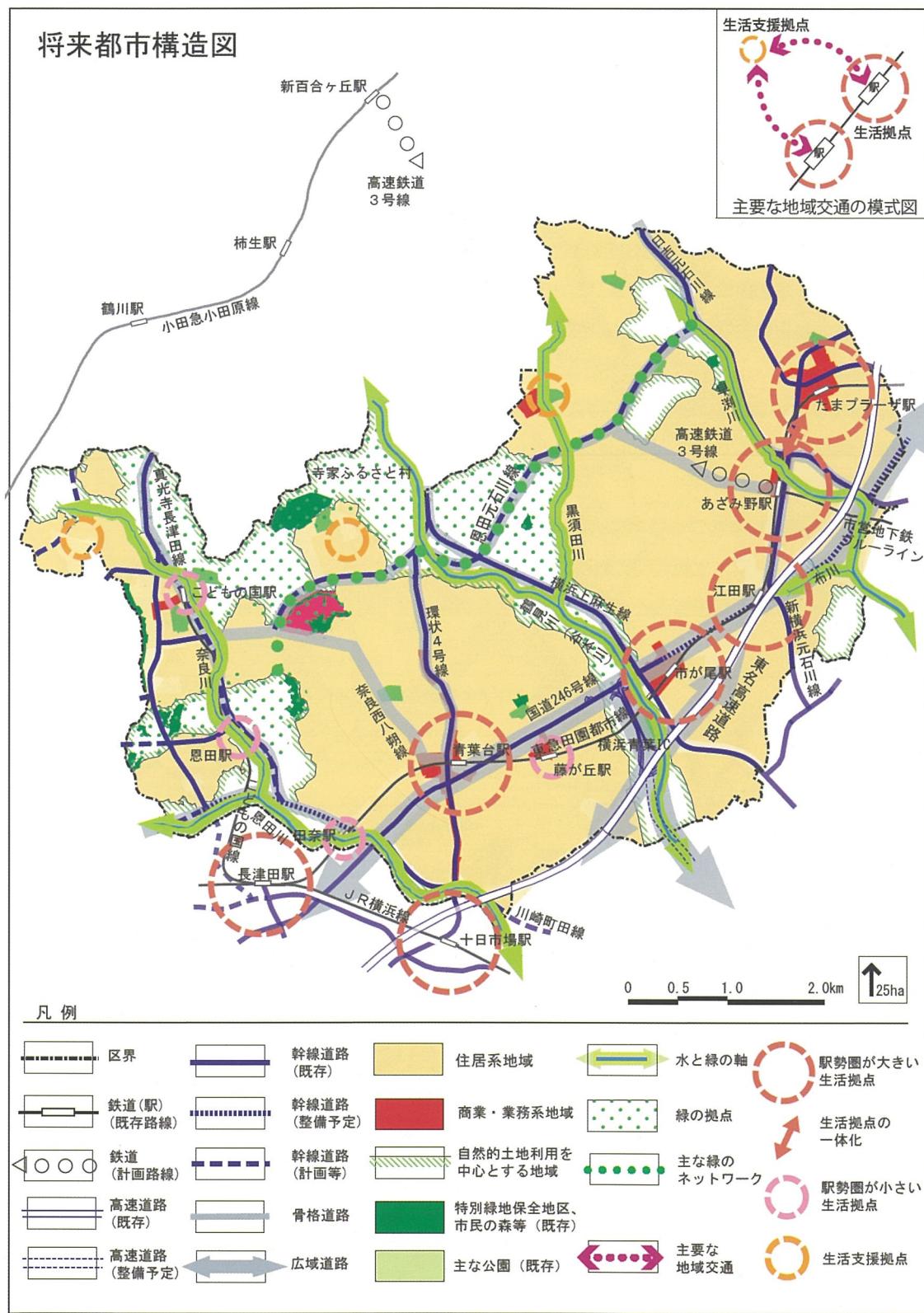
■将来都市像

個性豊かに成熟する都市「丘の横浜・青葉区」
～誰もが住み続けたい・住みたいまち～

「丘の横浜」として形成されてきた魅力あるまちを維持し、それを多様な世代にとって望ましい形で成熟させ次の時代に残すことを、まちづくりに関わる住民、事業者、行政共通の責務として、この将来都市像を掲げるものとします。

■将来都市構造

将来都市像を実現するため、鉄道駅周辺の利便施設へのアクセスが容易にでき、まとまった自然の魅力を身近に感じられ、更に環境負荷の少ない都市構造として、鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地を基本とします。また、鉄道駅周辺だけでなくより身近なエリアにおいても、日常の生活に必要な機能を集積した拠点を設けます。



○都市活動の拠点

都市活動の拠点として、鉄道駅を中心とするエリアを「生活拠点」、駅まで離れた大規模団地を含むエリアを「生活支援拠点」と位置付け、両拠点の特色を生かした連携を図ります。

○交通ネットワーク

都市活動を支える交通ネットワークを、鉄道、道路によって形成します。また、生活支援拠点と鉄道駅とを結ぶ主要な地域交通を中心として、バス交通等公共交通の充実を図ります。

○水と緑の骨格

丘を浸食することにより青葉区の地形を形成してきた河川とその周辺の樹林地・農地を結ぶ水と緑のネットワークを構成します。



テーマ別まちづくり指針

■住宅地及び拠点づくり

バランスのとれた地域社会やまちの活力を維持するために、まとまりある土地利用を基本として、多様な世代に魅力的な住宅地づくり及び拠点づくりを進めます。

○土地利用

基本的には現在の土地利用規制を継承し、自然的土地利用をはじめ、住居系、商業・業務系の土地利用それぞれをまとまりとして適切に配置し、それぞれの機能の保全・向上・集積を図ります。

○住宅地づくり

良好な住宅地及び住環境を維持・創造するため、低層住宅地・中高層住宅地など、住宅地の種類それぞれにあった住宅地づくりを進めます。

○地域の拠点づくり（生活拠点及び生活支援拠点）

鉄道駅ごとの駅勢圏の大きさや機能の広域性に配慮し、地域の特徴を生かした個性ある生活拠点づくりを進めるとともに、鉄道駅から離れた住宅地における生活支援拠点づくりを進めます。

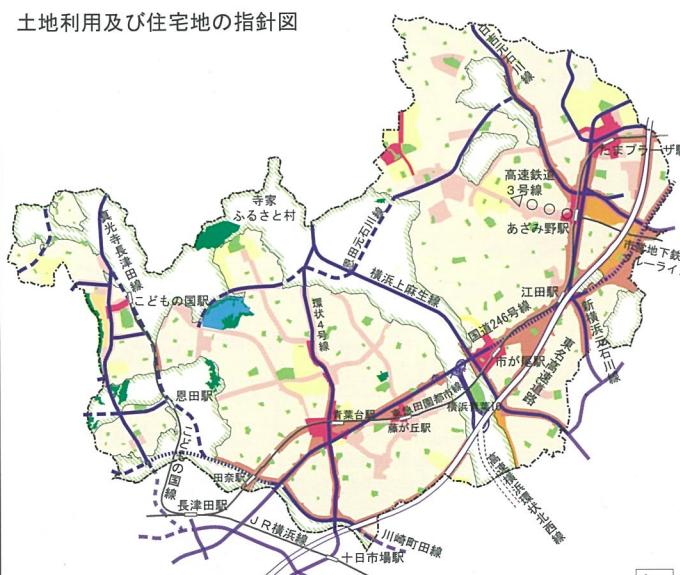
- ・駅勢圏が大きい生活拠点：地区計画や市街地環境設計制度などのまちづくりの手法を活用し、土地を高度利用するとともに、交通結節点としての機能の充実等を図ります。（たまプラーザ駅、あざみ野駅、江田駅、市が尾駅、青葉台駅周辺）
- ・駅勢圏が小さい生活拠点：住民の身近な生活利便性を向上させるため、必要な機能の誘導等を図ります。（藤が丘駅、田奈駅、恩田駅、子どもの国駅周辺）
- ・生活支援拠点：日常的な買物・サービス施設の維持及び地域交流の場や高齢者・子育て支援等の地域のニーズにあった機能の誘導を図ります。

○きめ細かなまちづくり

それぞれの地域の実状に即したきめ細かなまちづくりを進めます。

- ・市街化区域内の空き地や農地などについて、土地利用の転換が行われる際には、周辺の環境と調和するよう誘導します。
- ・大規模団地の再生においては、多様な世代が住まうとともに、日常的な買物・サービス施設や地域の交流の場、仕事の場等の整備についても誘導します。

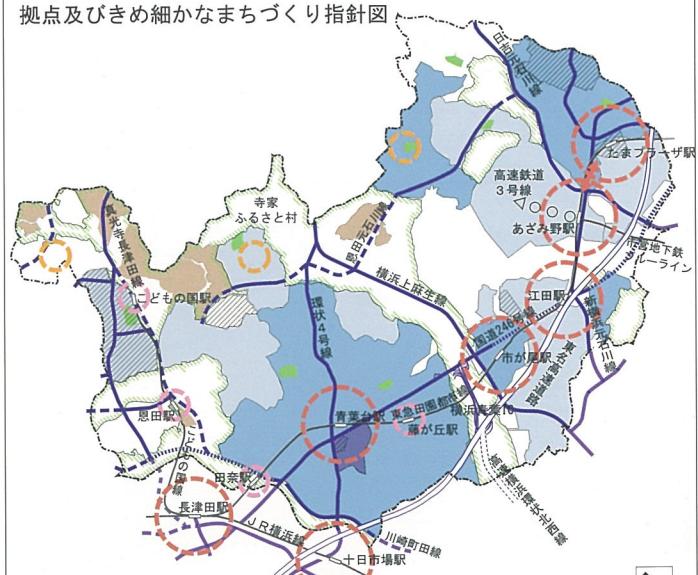
土地利用及び住宅地の指針図



凡例

区界	幹線道路(既存)	【住居系地域】	低層住宅を中心とする地域
鉄道(駅)	幹線道路(整備予定)	【商業・業務系地域】	商業・業務機能を中心とする地域
○○○	幹線道路(計画路線)	中高層住宅を中心とする地域	中高層住宅地に店舗・事務所が共存する地域
高速道路(既存)	幹線道路(計画等)	特別緑地保全地区、市民の森等(既存)	沿道に住宅と店舗・事務所が共存する地域
高速道路(整備予定)	公園(既存)	その他市街地	自然的土地利用を中心とする地域

拠点及びきめ細かなまちづくり指針図



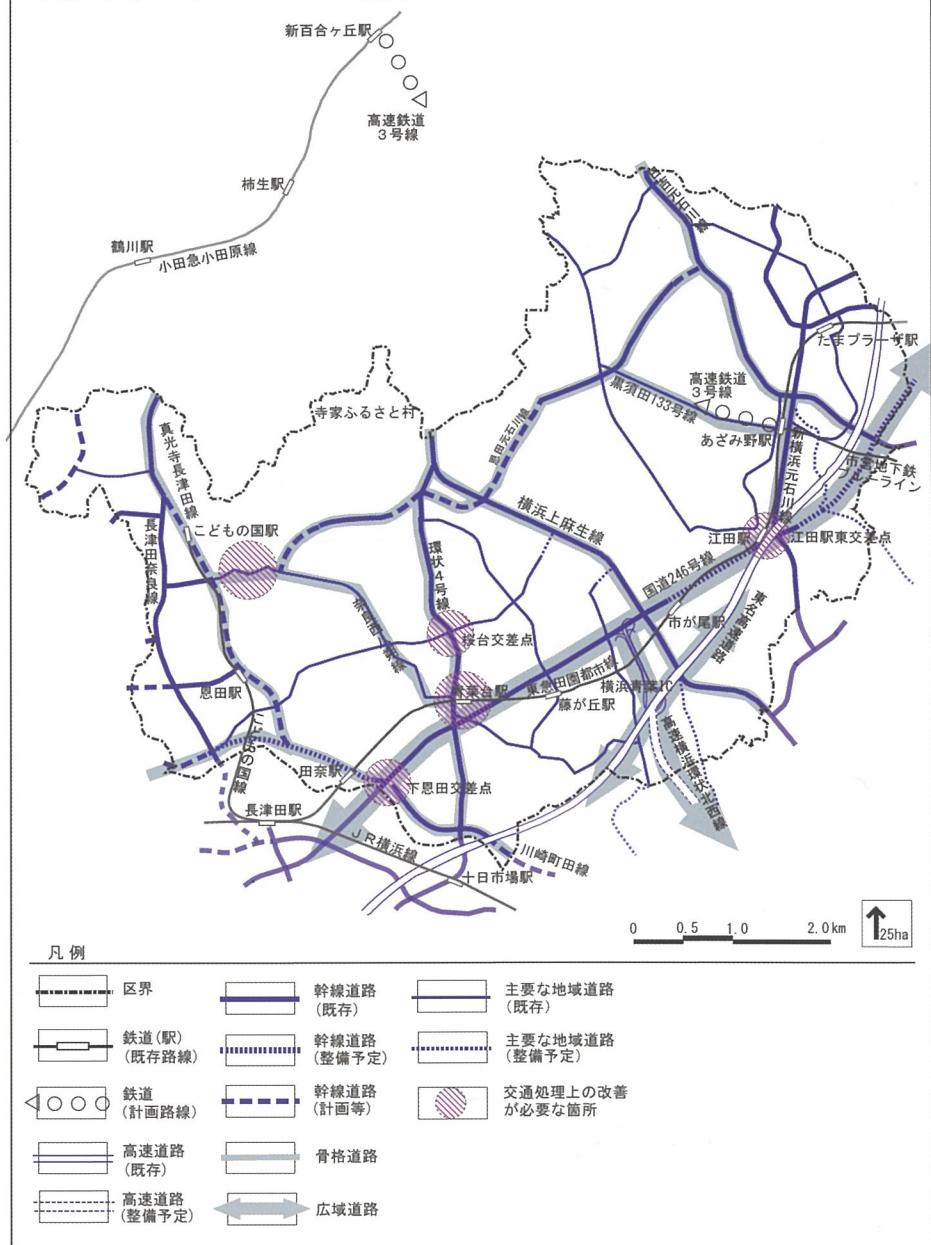
凡例

区界	幹線道路(既存)	昭和30年代までに土地区域画整理事業が完了した区域
鉄道(駅)	幹線道路(整備予定)	昭和40年代に土地区域画整理事業が完了した区域
○○○	幹線道路(計画)	昭和50年代に土地区域画整理事業が完了した区域
高速道路(既存)	幹線道路(計画等)	自然的・市街化調整区域内の主要な大規模施設
高速道路(整備予定)	公園(既存)	地区計画により土地利用の指針が定められている地域

■交通ネットワークづくり

区の骨格となる幹線道路・地域道路や鉄道の整備、バス路線の維持・充実により、安全で快適な交通網の充実を図ります。また、利用者に優しい交通施設の整備を進めます。

交通ネットワークづくり指針図



○道路網

- ・真光寺長津田線と川崎町田線、恩田元石川線の整備を行うことにより、区内を格子状に結ぶ骨格道路網を形成します。
 - ・江田駅東交差点（新横浜元石川線と国道246号線の交差部）などについて、交差点の改良を検討します。
 - ・住宅地と最寄り駅や幹線道路を結ぶ主要な地域道路については、既存道路の改良などにより整備し、渋滞の解消や安全性の向上を図ります。
 - ・鉄道駅では、公共交通機関をより利用しやすくするため駅前広場の整備・改良や駐輪場の整備を推進します。
 - ・高速横浜環状北西線の整備により、青葉区と市内各地及び他都市との連絡を強化します。



○公共交通網

- ・高速鉄道3号線（市営地下鉄ブルーライン）の延伸などで、広域的な交通利便性の向上を図ります。
 - ・バス網を形成して公共交通網を強化するとともに、バス交通の改善を図ります。特に、生活支援拠点と鉄道駅とを結ぶバス路線については、利用促進を図るとともに維持・充実に努めます。

○歩行空間・自転車通行空間の形成

- ・誰もが安心して楽しんで歩ける、安全で快適な歩行空間を整備します。
 - ・幹線道路や主要な地域道路に囲まれた地区内の生活道路については、歩行者の安全性の向上を図ります。
 - ・自転車を安全、快適に利用でき、歩行者の安全を脅かすことのないように、自転車通行空間の整備を検討します。
 - ・自転車の交通ルールの遵守に向けた取組を進めます。

○道路・交通機関のバリアフリー化

全ての人が安全で快適に行動できるよう、移動環境における連續的なバリアフリー化を図ります。

七

■水と緑の環境づくり

鶴見川水系の自然的環境を生かした魅力的な空間にすることにより、うるおいあるまちづくりを進めます。

○緑の拠点

区の北部及び西部を中心とまとめて残っている樹林地を中心とした里山や、農業振興地域内の農用地区域を保全します。

○水と緑の軸

鶴見川（谷本川）などの河川とその周辺の田園風景を保全します。また、小川アメニティ、親水護岸などを用いたプロムナード、シンボルとなる並木の整備などにより川に親しみやすい環境を創り出します。

○その他の市街化調整区域内の樹林地・農地

樹林地や農地を保全します。

○市街地内の自然的環境

住宅地内の貴重なオープンスペースである公園を地域の意向を把握しながら整備します。

○緑のネットワーク

水と緑の軸や緑の拠点を結ぶため、恩田元石川線を主な緑のネットワークとして位置づけ、街路樹等を整備します。

○水循環の再生

水の循環を保ち、自然の水循環の回復を進め、水害、地盤沈下の発生を抑制します。

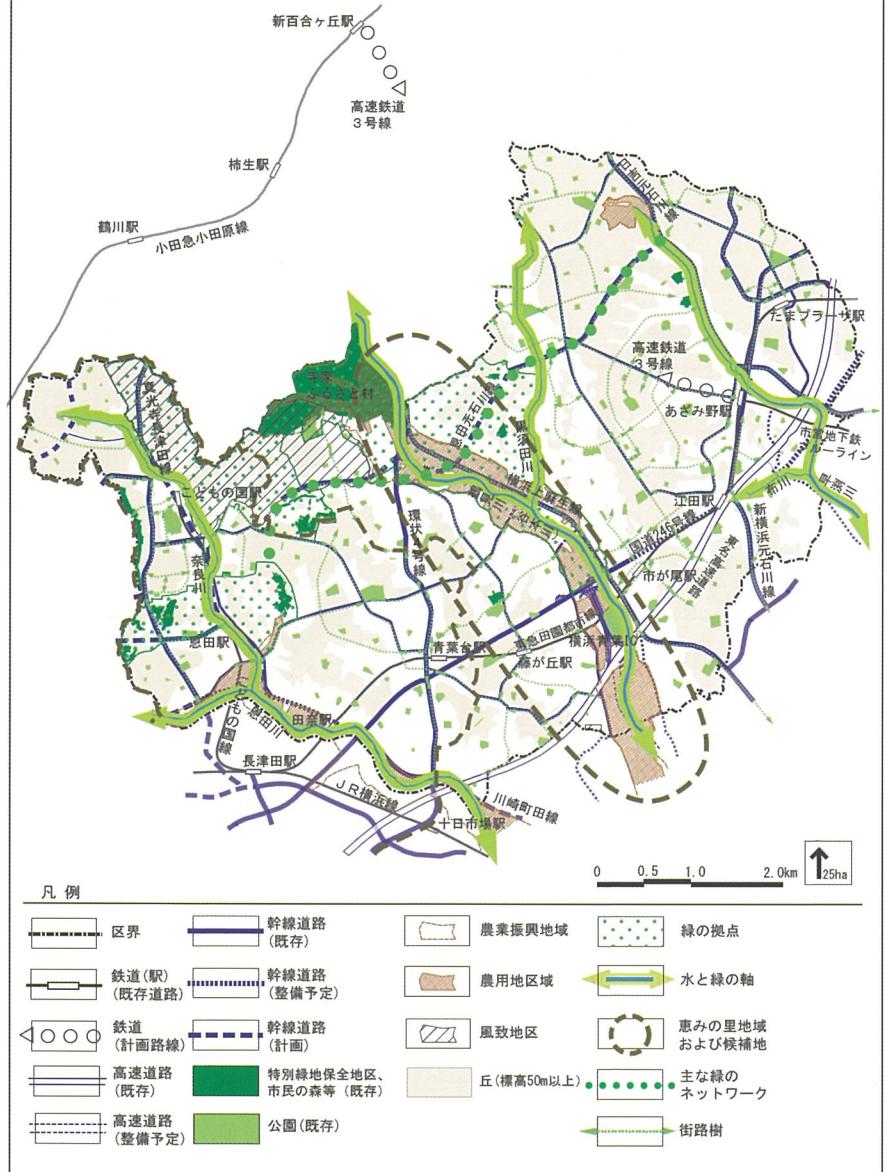
○区民活動のネットワークづくり

区民が将来にわたって緑の担い手となるような環境づくりを進めます。

○生物多様性

身近に自然や生き物を感じ、楽しむことができるよう、生物多様性に配慮して、水と緑の環境の保全、再生、創造を進めます。

水と緑の環境づくり指針図



■暮らしを支えるまちづくり

子供から高齢者まで、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して豊かに暮らし続けるため、歩いて暮らせる生活圏のなかで、様々なまちの機能をネットワークし、暮らしを支えるまちづくりを進めます。

○身近な施設づくり・機能の活用及び導入

- ・区民活動の拠点となる公共施設の機能強化と各施設の連携を図り、地域活動が活発に行われる環境づくりを進めます。
- ・住宅地に身近な場所への生活利便施設や地域の交流の場等の機能の誘導を図ります。

○環境と共生するまちづくり

- ・環境への負荷を軽減した都市づくりを進めます。
- ・エネルギーの有効利用やヒートアイランド現象の改善を行います。

○地域情報を活用したまちづくり

情報通信社会を支える情報基盤の整備促進を図ります。等

■安全・安心なまちづくり

大規模災害にも対応できる都市の骨格を形成します。近年多発する傾向にある局地的な大雨など風水害への対応を強化します。都市災害なども含めた総合災害対策について検討を進めます。

○災害に強いまちづくり

- ・建築物の耐震化、不燃化を進めるとともにライフラインの耐震化や被害を受けた際の復旧の容易さを考慮した設備更新を推進します。
- ・災害時の緊急輸送体制や医療救護体制を確保します。
- ・急激な雨水の流出を抑制するとともに、風水害対策への啓発を進めます。



○地域の防災まちづくり

- ・地域一人ひとりの防災意識を高め、地域の自助・共助の体制強化を図ります。
- ・あおば災害ネット（災害時要援護者避難支援システム）の地域での活用を支援します。



○地域の防犯まちづくり

- ・防犯性を考慮した住宅、公園、道路づくりを進めるとともに、警察との連携を図ります。
- ・子ども 110 番の家の指定や学校・家庭・地域の連携による安全対策などを進めます。
- ・防犯パトロールや児童の登下校の見守り、交通安全活動など、地域で取り組む活動を支援します。等

■魅力と活力のまちづくり

子育て世代も高齢者も、誰もが自らのまちに愛着をもちながら、自分らしくいきいきと地域で活躍し、より豊かに住み続けるための環境づくりや仕組みづくりを進めます。

○景観づくり

区民、事業者及び行政が協働で地域ごとの個性や魅力を生かし、多様性を感じさせる景観づくりを進めます。

○青葉区の特徴を生かしたビジネスや雇用の場の創出と住民活動づくり

- ・子育て支援や高齢者支援等、郊外住宅地ならではのテーマをもったコミュニティビジネス等のビジネスや住民活動の育成と創出を行います。
- ・青葉区に住みながら起業や活動を行うための場の整備の誘導や支援を既存の施設と連携しながら進めます。

○歴史やまちの記憶による魅力づくり

青葉区の歴史やまちの記憶を継承し、歴史的資源の活用により青葉区の魅力を高めていくことで、青葉区への愛着が高まるまちづくりを推進します。

等

青葉区まちづくり指針（改定の素案）に対するご意見をお書きください。

（この欄に手書きでのご意見をお書きください）

実現に向けて

■まちづくりの主体と役割

指針に基づくまちづくりを進めるにあたっては、まちづくりの主体である区民、事業者及び行政が、パートナーシップの良好な関係を築きながら、それぞれの責務を果たすことが重要です。



■指針の具体化と充実

○指針に基づくまちづくりの具体化

指針で位置づけたまちづくりの内容については、都市計画や各事業の実施計画などにより具体化し、各主体によるまちづくりの実践を通じ実現します。

○地区のプランの策定

必要に応じてより詳細なまちづくりの方針を策定します。

○指針の充実

社会・経済状況や基本条件が大きく変化したときなどには、指針を見直し、その充実を図ります。



料金受取人払郵便
青葉局承認
13
差出有効期間
平成 28 年 7 月
31 日まで
(切手不要)

郵便はがき

2 2 5 8 7 9 0

横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4

横浜市青葉区役所区政推進課
企画調整係都市マス区プラン担当 行

青葉区まちづくり指針（改定の素案）に対する
ご意見募集はがき

【締切】平成 28 年 7 月 11 日（月）（当日消印有効）

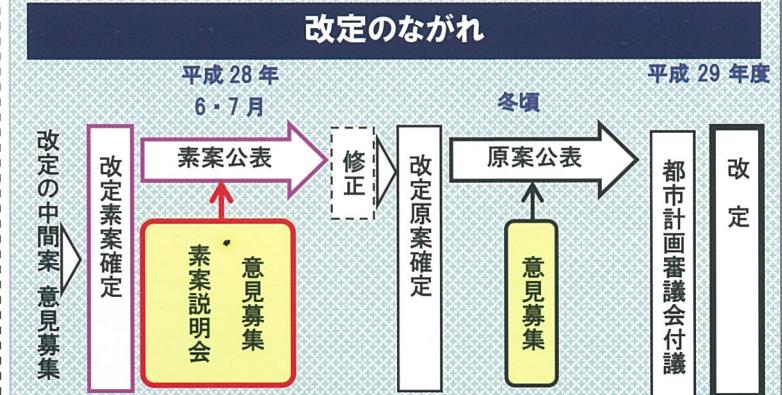
回答されるあなたご自身のことについてお教えください。

○住まい

青葉区内（ ）町・市内・市外

○年齢

10 歳代 · 20 歳代 · 30 歳代 · 40 歳代
50 歳代 · 60 歳代 · 70 歳代 · 80 歳代以上



改定のながれ

「青葉区まちづくり指針（改定の素案）」に対するご意見を、左のはがきか、下記ホームページや郵送、持参、ファックスの方法でお寄せください。改定の素案全文については、下記ホームページで公開しているほか、区役所4階73番窓口でもご覧いただけます。

【締切】平成 28 年 7 月 11 日（月）

【連絡先】

青葉区役所区政推進課企画調整係

住 所：〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31-4

ファックス：045-978-2410

電 話：045-978-2217

H P：<http://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/00life/10machi/toshi.html>

青葉区プラン で検索



*ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために限って利用します。